

入札説明書

1 公告日

令和6年3月1日

2 契約件名

業務用自動車賃貸借契約

3 入札方法等

(1) 入札書は、県が定める様式（第3号様式）を使用すること。

(2) 入札書は、書面により直接持参して提出すること。

(3) 入札の方法

ア 入札参加者は、入札執行に先立ち、一般競争入札参加資格確認通知書の写しを提出すること。

イ 代理人が入札する場合は、本人の委任状（第4号様式）を持参すること。

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札保証金に関する事項

入札に参加しようとする者は、「沖縄県財務規則（昭和47年規則第12号）」第100条により、入札金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。納付書については、別に添付する「入札保証金について」を参考のうえ「入札保証金納付書発行依頼書」を提出し、納付書の発行を受けること。

ただし、次の各号のいずれかに該当すると認められたときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

(1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出したとき。

(2) 過去2箇年の間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証明する書面を提出する場合。

5 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印章又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合又はその他不正の行為があった入札

6 落札者の決定方法

- (1) 有効な入札書を提出したもので、予定価格の範囲内で有効な最低の価格を以て入札を行った者を落札者とする。

なお、最低価格で入札をした者が2者以上いる場合は、直ちに当該入札者にくじにより落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

- (2) 落札候補者がいない場合は直ちに再入札を行い、入札回数は3回（1回目の入札を含む）までとする。
- (3) 再度入札を行っても落札候補者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づき、随意契約ができるものとする。

7 入札の日時及び場所、入札書の提出方法

入札書は持参により提出すること。なお、郵送、電報及び電送による入札は認めない。

- (1) 入札日時：令和6年3月15日（金） 14時
- (2) 入札場所：沖縄県庁7階第1会議室

7 入札に関する注意事項

- (1) 入札者は、一般競争入札参加資格確認申請書に用いた印鑑を持参すること。代理人が入札を行う場合は、委任状の「代理人使用印鑑」を持参すること。
- (2) 代理人が入札を行う場合で委任状の提出がない場合は、入札に参加することができない。なお、委任状は、代理人の印では訂正できない。
- (3) 入札は最大で3回行うため、入札書はあらかじめ複写して持参すること。

8 参加資格がないと認められた者がその理由に対して不服がある場合（苦情申立て）

参加資格がないと認められた者は、契約担当者に対してその理由について、書面をもって説明を求めることができる。

（1）苦情申立ての提出について

ア 提出期限：非指名の通知を行った日の翌日とする。

イ 提出場所：沖縄県子ども生活福祉部 保護・援護課 援護班（担当：渡嘉敷）

ウ 提出方法：書面（様式自由）を持参又は郵送することにより提出すること。

電送（メールやFAX）によるものは受け付けない。

（2）回答・説明を求められたときは、苦情申立て期限日の翌日に説明を求めた者に対して、契約担当者から書面をもって回答する。

9 最低制限価格

設定しない

10 契約保証金

契約金額の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付が免除される。

（1）保険会社との間に沖縄県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

（2）過去2箇年間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と同種、同規模の契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなる恐れがないと認められるとき。

11 その他留意事項

（1）契約等の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

（2）一般競争入札参加資格確認申請書（以下、「確認申請書」）の作成に関する費用は、提出者の負担とする。

（3）提出された確認申請書は、内容の審査以外に提出者に無断で使用しない。また、提出された確認申請書は公開しない。

（4）入札説明書を入手した者は、これを本入札手続以外の目的で使用してはならない。